後期高齢者医療制度における配慮措置の終了について

**後期高齢者（窓口負担割合２割）の皆様へ**

後期高齢者医療制度の窓口負担割合２割の方に対する配慮措置（※）は、令和７年９月30日をもって終了します。

（※）令和４年10月１日から、一定以上の所得がある後期高齢者の方は、窓口負担割合が２割とされました。その際、施行後３年間（令和４年10月１日～令和７年9月30日）に限り、外来診療の自己負担額について、1割負担の場合と比較した月の負担増加額が3,000円以内に収まるよう、配慮措置が設けられました。

（

令和７年10月１日以降、配慮措置が終了後も、高額療養費制度により外来の自己負担の上限額は月18,000円（年間144,000円）までとなります。

　詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/newpage_21060.html>）

　今回の配慮措置の終了に関するお問い合わせは、

「厚生労働省コールセンター(0120-117-571)」にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間　令和８年３月31日（火）までの9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は除く）